

仏教文化研究所規程

設立 制定 一部改正

昭和三十六年四月一日
昭和六三年二月一日
平成四年一月一六日
平成六年六月九日
平成十二年二月二五日
平成十三年九月二七日
平成十四年五月一六日
平成十五年五月一五日
平成十九年七月五日

第一章 総 則

第一条 この規程は、龍谷大学学則第七〇条に定める仏教文化研究所（以下、「仏文研」という。）について、その組織及び運営等必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 仏文研は、龍谷大学大宮学舎内に置く。

第三条 仏文研は、仏教文化及びその関連領域に関する総合的学術研究並びに国際的研究交流を行ない、もって学術研究の向上に寄与することを目的とする。

第四条 仏文研は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 仏教文化及びその関連領域に関する研究・調査
- (2) 研究・調査に必要な図書・資料及び情報の収集・管理
- (3) 紀要、叢書、所報等研究成果の刊行

- (4) 研究会、公開講座、講演会等の開催
- (5) 国内外の大学及び研究機関との研究交流
- (6) その他前条の目的を遂行するために必要な事業

第二章 運営会議

第五条 仏文研に、重要な事項について審議・決定するため、仏教文化研究所運営会議（以下、「運営会議」という。）を置く。

二、次の各号に掲げる事項は、運営会議において決定する。

- (1) 事業計画に関すること
- (2) 研究所予算に関すること
- (3) 指定研究、プロジェクト研究の設置・廃止に関すること
- (4) 研究員及び委託研究員の受入れに関すること
- (5) その他仏文研における重要な事項

第六条 運営会議は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 所長及び副所長
- (2) 文学部教授会が選任する者 六名
- (3) 短期大学部教授会が選任する者 一名
- (4) 学長が指名する者 若干名
- (5) 専任研究員
- (6) 研究部事務部長

二、前項第二号、第三号、及び第四号及び第五号による者の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

第七条 運営会議は、所長が必要と認める都度招集し、所長は会議の議長となる。

第八条 運営会議は、構成員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数の同意により決定する。

第三章 組 織

第九条 仏文研に研究調査部及び事業部を設ける。

二、研究調査部は、第四条に規定する事業のうち、研究及び調査並びに各指定研究及び各プロジェクト研究の推進・調整に関する事業を分担する。

三、事業部は、第四条に規定する事業のうち、資料の収集・整理及び研究成果の公刊並びに研究交流等に関する事業を分担する。

第一〇条 仏文研に、特定の課題を研究する指定研究を置く。

第一一条 仏文研に、常設研究プロジェクト・特別指定研究プロジェクト及び時限研究プロジェクトを置く。

二、常設研究プロジェクトは、次のとおりとする。

- (1) 真宗学研究プロジェクト
- (2) 仏教学研究プロジェクト
- (3) 仏教史学研究プロジェクト

三、特別指定研究プロジェクトは次のとおりとする。

- (1) 西域文化研究会
- (2) 仏典翻訳研究会
- (3) 大蔵経学術用語研究会

四、時限研究プロジェクトは、必要の都度設置する。

一二条 仏文研に設置する指定研究及びプロジェクト研究は、研究の活性化・高度化を推進するために運営会議が必要と認める場合「付属研究センター」を呼称することができる。

二、付属研究センターの運営等については別途に定める。

第四章 職員組織

一三条 仏文研に、所長及び副所長各一名を置く。

二、所長は、仏文研の業務を統括し、仏文研を代表する。

三、副所長は、所長を補佐し、所長事故ある時はその職務を代理する。

四、所長及び副所長は、運営会議の推薦する者に対して、学長が任命する。

五、所長及び副所長の任期は、二年とする。ただし再任を妨げない。

第十四条 第九条に定める部に、主任一名を置く。

二、主任は、各部の業務を調整処理する。

三、主任は、本学（短期大学部を含む。以下同じ。）の専任教職員の内から、運営会議において選任する。

第十五条 第一条に定める研究プロジェクトには、それぞれ主査一名を置く。

二、主査は、当該研究プロジェクトを主宰しその活動を調整推進する。

三、主査は、本学専任教職員の内から、運営会議において選任する。

第十六条 運営会議の決定事項の執行及び委任事項の処理並びに日常業務の連絡・調整を図るため、所長のもとに常任委員会を置く。

二、常任委員会は、次の各号の者で構成する。

(1) 所長及び副所長

(2) 第十四条に定める主任

(3) 運営会議が選任する者 若干名

(4) 仏文研課長

三、常任委員会には、必要に応じて主査を加えることができる。

第五章 研究員

第一百七条 仏文研に、次に掲げる研究員を置く。

(1) 専任研究員

(2) 兼任研究員

(3) 客員研究員

(4) 嘱託研究員

第十八条 専任研究員は、仏文研に所属する専任教職員で、専ら研究・調査に従事する者をいう。

二、専任研究員の任用については、別に定める。

第十九条 兼任研究員は、仏文研の活動に参加する本学の専任教職員をいう。

二、兼任研究員は、所長が候補者を推薦し、学長が委嘱する。ただし、その候補者が専任教職員である場合は、その候補者の所属する教授会の承認を得るものとする。

三、専任教職員は所長に対して、兼任研究員となることを願出することができるものとする。

四、兼任研究員の任期は、一年間又は二年間とする。ただし、再任を妨げない。

第二〇条 客員研究員は、学外の研究者でその身分のまま一定期間仏文研に所属して、研究・調査活動に従事する者をいう。

二、客員研究員は、所長が候補者を推薦し、運営会議の承認を経て、学長が委嘱する。

第二一条 嘱託研究員は、前三条に規定する以外の者で仏文研の活動に参加する者をいう。

二、嘱託研究員の任用は、前条第二項の規定を準用する。

第二二条 仏文研は受託研究員を受入れることができる。

二、受託研究員の受入れについては、別に定める。

第六章 補 則

第二三条 仏文研に、仏文研の事務を処理するため

仏文研事務室を置く。

二、仏文研事務室に、必要な事務職員を置く。

第二四条 この規程の改正又は廃止は、運営会議の発議により大学評議会において決定する。

付 則

この規程は、昭和六三年一月一日から施行する。

二、この規程の施行に伴い、従前の仏教文化研究所規程（昭和六三年四月一日施行）は、廃止する。

三、この規程施行当初の所長は、第一二条の規定にかかわらず従前の規定による所長があたるものとし運営会議は第六条の規定にかかわらず従前の規定による協議委員を以て構成するものとする。

付 則（平成四年一月一六日題名、第一条改正）

この規程は、平成四年一月一六日から施行する。

付 則（平成六年六月九日第六条第四号選任母胎の改正）

この規程は、平成六年六月九日から施行する。

付 則（平成一一年一月二五日第一条研究プロジェクトの改正）

この規程は、平成一二年四月一日から施行する。

付 則（抄）（平成一三年九月二七日第六条改正）

この規程は、平成一三年四月一日から施行する。

付 則（平成一四年五月一六日第六条第二号改正）

この規程は、平成一四年四月一日から施行する。

付 則（平成一五年五月一五日第一五条改正）

一、この規程は、平成一五年四月一日から施行する。

二、この規程の施行に伴い、現に、仏教文化研究所事務室事務長にある者は、この規程による課長とみなす。

付 則（平成一九年七月五日第一二条新談、第一

三条以下繰下、第一六条改正）

この規定は、平成一九年七月五日から施行する。